

公私の団体に対し情報提供を求める権限を付与する規定について

（担当 衣斐参事官）

一 議題

1 行政機関等が、その事務の処理等のため、公私の団体に対して情報提供を求めるために次のような規定が設けられることがある。

① 必要な事項の報告を求めることができる旨の規定（以下「報告要請規定」という。）

「〇〇は、・・・公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」

② 必要な資料の提供その他の協力を求めることができる旨の規定（以下「協力要請規定」という。）

「〇〇は、・・・関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。」

報告要請規定又は協力要請規定に基づく報告又は協力を求められた公私の団体がこれに応じる義務があるか否かについては、要請を受けた公私の団体には報告又は協力に応じる公法上の義務があると説明されることが通例であるように見受けられる（注一）。そして、この点について、弁護士法第二三条の二の規定に基づく照会（いわゆる二三条照会）に関し、報告を求められた公私の団体は、正当な理由がない限りは、報告に応ずる義務がある一方で、私法上の権利を付与するものではないとする判例がある

ところ（最三小判平成二八年一〇月一八日民集七〇卷七号一七二五頁、最二小判平成三〇年一二月二一日民集七二卷六号一三六八頁）、この趣旨は、報告要請規定又は協力要請規定一般に妥当するものと理解してよいか。あるいは、報告要請規定について公私の団体に努力義務を課すものと解される立法例があること（注二）も踏まえ、別異に解する余地があるといえるか。

また、協力要請規定につき、協力を求められた公私の団体において「できるだけその求めに応じなければならぬ。」と明示的に規定する例があり、これは正当な理由がない限りは協力に応じる公法上の義務がある旨を明らかにしたものと考えられるところ、このような規定を明示的に設けることについてのどのように考えるか（注三）。

（注一） 近時の例として、特定秘密の保護に関する法律第一二条第四項に関する政府参考人答弁（平成二五年一二月二日参・国家安全保障に関する特別委員会）参照。

（注二） 報告を求められた公私の団体に対し努力義務を課すものと解されるものとして、いずれも議員立法であるが、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平三一法一四）第一条第二項、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令元法五五）第一四条がある。

（注三） 公私の団体が公法上の義務を負うことを明確にする観点からこのような規定を置く積極的な意義があるとの見解と、公私の団体において報告又は協力に応じる公法上の義務があることは当然の事理であり、あえて明文で規定する必要はないとの見解の双方があり得るものと考えられる。この点に関連して、中央省庁等改革関連法施行法（平一一法一六〇）において、

改正対象法律に定められていた審議会の答申の尊重義務について、それが当然の事理を定めるにすぎないことに加え、政策の決定の責任が行政機関の長にあることをより明確にする趣旨でこれを削除した先例があるところ（平成十一年一月一日衆・行政改革に関する特別委員会における国務大臣答弁参照）、これは後者の見解に親和的なものということができると考えられる。

なお、旧行政管理庁設置法（昭二三法七七）第四条第六項に「長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。」との規定が設けられていたところ（現在の総務省設置法第六条第五項に相当するものと考えられる。）、この規定の法的効力について、「公私の団体その他の関係者はこれに応じなければならぬ」旨規定する場合に比較して若干効力が弱いとする国会答弁がされた例がある（昭和二十八年七月六日参・内閣委員会）。

2 報告要請規定又は協力要請規定の関係については、協力要請規定の方がより広範に公私の団体に協力を求めることができる事項を定めたものであり、公私の団体から情報提供を求める場合においては、報告要請規定に基づく場合と協力要請規定による場合とで情報提供を求めることができる内容に特段の差異はないものと理解してよいか。あるいは、報告要請規定又は協力要請規定のいずれを根拠にするかにより情報提供を求めることができる内容について差異があると考えられるか。

また、報告要請規定又は協力要請規定により情報提供を求めることができる内容として、照会を受け

た団体が現に保有する資料に記載又は記録された情報の提供を求めるとは特段の問題がないと考えられるが、照会を受けた団体において新たに事実調査をすることを求め、その調査結果の提供を求めることは可能と考えられるか。あるいは、このような調査結果の提供を可能とする別途の規定が必要であると考えらるべきか。

3 現行法上、報告要請規定又は協力要請規定に基づいて報告又は協力を求める主体として定められているのは、例外（弁護士会）（注四）はあるものの、行政庁（各省大臣等）や行政機関の職員、裁判所等の公的機関又はこれに所属する職員であると考えられる。

ところで、今日では、特定非営利活動法人等の団体が行政庁の認定等を受け、法令上、特別の権限を付与されて公的な活動に従事している例がみられるが、このような団体につき、報告要請規定又は協力要請規定に相当する規定を設けることの適否をどのように考えるか。

（注四）ただし、弁護士会は、弁護士法を根拠として地方裁判所の管轄ごとに設立される法人であり、その会長及び副会長がいわゆるみなし公務員とされているほか、所属する弁護士の非違行為に係る懲戒権者とされていることなど、公的な性格が強い法人であるということができるとも考えられる。なお、いわゆる二三条照会について規定した弁護士法第二三条の二は議員立法である。

二 資料

1 報告要請規定の例

〔例1〕

○弁護士法（昭二四法二〇五）【議員立法】

（報告の請求）

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

〔例2〕

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平一八法八七）

（調査）

第二十八条 （略）

2 被害回復事務管理人は、被害回復事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求め、申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

〔例3〕

○特定秘密の保護に関する法律（平二五法一〇八）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一から三まで （略）

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一から七まで （略）

3 （略）

4 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

〔例4〕

○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平三一法一四）

【議員立法】

（都道府県知事による調査）

第八条 （略）

2から5まで (略)

6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（厚生労働大臣による調査）

第九条 (略)

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第十条 (略)

2及び3 (略)

4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5及び6 (略)

（関係機関等の協力）

第十一条 関係機関は、第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定

による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

〔例5〕

○ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令元法五五）【議員立法】

（厚生労働大臣による調査）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定（次項及び次条第六項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第十三条 （略）

2 及び 3 （略）

4 ハンセン病患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 及び 6 （略）

（公務所等の協力）

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2 協力要請規定の例

[例6]

○司法試験法（昭二四法一四〇）

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 （略）

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

[例7]

○賃金の支払の確保等に関する法律（昭五一法三四）

（資料の提供等）

第十二条の二 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

[例8]

○総務省設置法（平一一法九一）

（勧告及び調査等）

第六条 (略)

2から4まで (略)

5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6から8まで (略)

3 特定非営利活動法人等の団体が行政庁の認定等を受け、法令上、特別の権限を付与されて公的な活動に従事している例

[例9]

○消費者契約法(平一二法六一)

(定義)

第二条 (略)

2及び3 (略)

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体(消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第八条の消費者団体をいう。以下同じ。)として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

二 から七まで (略)

4 及び 5 (略)

4 関連判例

○最三小判平成二八年一〇月一八日民集七〇巻七号一七二五頁（抜粋）

「二三条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等を行うことを容易にするために設けられたものである。そして、二三条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、二三条照会を行うことが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法

二三条の二は、上記制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が二三条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、二三条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。

したがって、二三条照会に対する報告を拒絶する行為が、二三条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはないというべきである。・・・」

○最二小判平成三〇年一二月二一日民集七二卷六号一三六八頁（抜粋）

「弁護士法二三条の二第二項に基づく照会（以下「二三条照会」という。）の制度は、弁護士の職務の公共性に鑑み、公務所のみならず広く公私の団体に対して広範な事項の報告を求めることができるものとして設けられたことなどからすれば、弁護士会に二三条照会の相手方に対して報告を求める私法上の権利を付与したものとはいえず、二三条照会に対する報告を拒絶する行為は、二三条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはない・・・」

5 国会論議

◎昭和二八年七月六日 第一六回 参・内閣委員会

○竹下豊次君 改正案のこの四項と六項ですが、第四条第三項から第五項までというのがありますね。この対照表をちよつと御覧下さい。四項に「長官は、監察を行うため必要な範囲において」と書いてあつて、六項に「長官は、監察上の必要により」と書いてありますね。これはその内容が違いますか。

○政府委員（大野木克彦君） これは言葉の使い方で特別な違いはないと思います。

（中略）

○竹下豊次君 それからこの六項に「必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。」とこういう文句が使つてありますね。これは、若し長官から協力を求められたときには、公私の団体その他の関係者はこれに応じなければならぬというふうな書き現し方と意味が違いますか。その法律の効力において。

○政府委員（大野木克彦君） 若干この現在書いております方が緩いと思います。これは第三者に対するの場でございますから、余りその強制がましいような感じが出ないように、結局相手方の協力に待つというふうな意味でこういう扱い方をいたしました。

○竹下豊次君 これは「協力を求めることができる。」と書いてありまして、協力を求めた場合に応じなかつたら如何ともすることができないということになるのですか。

○政府委員（大野木克彦君） その通りでございます。

（中略）

○竹下豊次君 （中略）これは法律的に考えても、もう少し強い規定を作ることにはもうできないこと

とはつきりしておりますのですか。それとも多少遠慮の気味があつて今度のようなことになつてゐるのですか。

○政府委員（大野木克彦君） 地方公共団体に対する関係におきましては、御承知のように、自治の本旨という点から考えまして余り無理な要求はしにくいのではないかと思つております。

それから第三者に対しましては、実は行政審議会の方々なんかの御意見も伺つたのでございますけれども、結局強い扱い方をいたしましても、罰則でもない限りは、ただ調査のできる権限を持つという点につきましては大して変りもないので、こういうふうな扱い方のほうがより民主的ではないかということ、こういう書き方をいたしましたわけでありませう。

（注）本改正案における旧行政管理庁設置法（昭二三法七七）（※総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭五八法八〇）により廃止）第四条第六項の規定は「長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。」というものである。

◎平成一一年一月一日 第一四六回 衆・行政改革に関する特別委員会

○松本（善）委員（中略）

私は、ここで施行法について伺いたいと思います。

国民各層を初め専門的な意見を反映させる機関である審議会の制度を統廃合するというに伴う関係法律が二百五十七本施行法で提案をされております。

そこで、問題にしたいのは、審議会の答申、意見を尊重する規定を聞くことというふうに改定し

ている、これの問題であります。

例えば、原子力の問題で言いますならば、核燃料の製錬、加工、再処理等を行う民間事業者を指定する場合に、主務大臣は原子力安全委員会の意見を聞き、これを十分尊重することになっているのが、今度の改正案ではこれを「意見を聴かなければならない。」に改めました。これは、施行法の九百四条の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正であります。こういふことになりますと、原子力安全委員会の専門的意見を軽視することになる。聞きさえすればいいということになるんじゃないだろうか。国民の安全を守る上から問題ではないでしょうか。長官の御意見を伺いたいと思います。

○続国務大臣 二百十一の審議会の中で、尊重義務を課しているのが二十二ございました。今回それを整理しておりますけれども、その趣旨は、行政責任は内閣にある、行政政府にある、したがって、仮に審議会に意見を求める、その意見の具申は当然のことながら尊重する、したがって、言わずもがなの規定であるので私どもは今回整理をした、こういうことであります。

今おっしゃるように、尊重は当然のことです。しかし、最終の判断は行政、内閣が判断をする、責任を持って判断する、こういうことでございます。御理解を賜りたいと存じます。

○松本（善）委員 そうしたら、尊重するということには変わりはないというなら何で文章を変えるんだという疑問が起こるのですが、文章を変えた理由は何ですか。

○続国務大臣 あるものもないものということじゃ困るし、今申し上げたように、当然のことだ、言わずもがなだ、となれば整理をした方がよろしいということ。今回整理をさせていただいた、こ

んな経過でございます。

◎平成二五年一月二日 第一八五回 参・国家安全保障に関する特別委員会

○仁比聡平君（中略）十二条の四項に戻りますと、この対象者の本人あるいは知人その他の関係者に対する質問や資料の提出に並んで、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるというふうにあります。ここに言う公務所というのはまず何を指しているんですか。担当者として想定しておられるものを全て挙げていただきたいと思うんですが。

○政府参考人（鈴木良之君） お答えします。

公務所というのは、国の行政機関及び地方自治体の行政機関を指しまして、一例としましては、犯歴調査におきましては市町村等に照会をする場合もございます。

（中略）

○仁比聡平君 結局、大臣、ちょっと様子分かったでしょう。およそあらゆる団体に対して照会を掛け、そして二十条によれば協力を求めることも恐らくできるんだろうと思うんですけども。

それで、森大臣、そうした形で、例えば情報保全隊からこの人の精神疾患にかかわる事項について病院に調査が掛かったとして、そのときに、いや、患者さんとの信頼関係にかかわる、守秘義務があつてこそ、この私、主治医である私にしか語っていないことがあるというような理由で拒むことができないんですか。

○政府参考人（鈴木良之君） お答えします。

十二条四項におきまして照会権限が国の行政機関に認められておりますので、照会を受けました

団体におきましては回答する義務があると考えております。

公私の団体に対し情報提供を求める権限を付与する規定について

(担当 衣斐参事官)

○ 議事要旨

1 弁護士法第二三条の二の規定に基づく報告を求められた公私の団体がこれに応じる公法上の義務があるとする最高裁判決の趣旨は報告要請規定又は協力要請規定に広く妥当するという意見が述べられた一方で、これらの規定に基づく報告要請又は協力要請に応じる公法上の義務があるとする従前の理解を修正すべきとの意見はなかった。他方で、報告要請規定又は協力要請規定には、協力又は報告を求められた側がこれに応じる法的根拠を付与するという実務的な意義があることを重視すべきとする複数の意見があった。

報告又は協力に応じる義務の存否を明示的に規定するか否かについては、明示的に規定する積極的意義がある場合にはこれを否定する理由はないとの意見が多数であり、その例として、情報提供の要請に迅速に応じるべきことを明らかにする必要がある場合（電気事業法第三四条第二項）が指摘された。

2 報告要請規定又は協力要請規定のいずれを根拠とするかにより情報提供を求めることができる範囲等に差異が生ずるか否かについては、特段の差異はないとする意見、協力要請規定については一定の作為を求めることが可能であるから情報提供を求める場面でも差異が生ずるとの意見の双方があった。また、

報告要請規定は規制法に基づく法執行の前提として情報収集をする場面を念頭に置いた規定である一方で、協力要請規定は対等な関係にある者同士での情報収集をする場面を念頭に置いた規定ではないかとの指摘もあった。

報告要請規定又は協力要請規定を根拠に一定の事項について新たに調査をして報告を求めることが可能であるかについては、そのような義務を課すことは困難であるとする意見、協力要請規定については一定の作為を求めることが想定されていることを前提に、当該法令の趣旨、目的等によつては新たな調査を求めることも可能であると解する余地があるとする意見の双方があった。

3 公的な活動に従事する民間団体について報告又は協力を要請する権限を付与する規定を設けることについては、これを一律に否定すべきとの意見はなかった。その上で、当該団体の活動の根拠となる法令の趣旨目的、当該団体に対する行政機関による監督の在り方、当該団体が従事する業務の内容等の事情を総合的に勘案して報告要請規定又は協力要請規定を設けることの適否を判断すべきであるとの見解が比較的多数であった。他方で、報告要請規定又は協力要請規定に基づく情報収集活動は権力的業務であり、民間団体にそのような活動に従事させることについては慎重に検討する必要があるとの意見、公私の団体から情報を収集する活動は本来的には行政機関が行うべきものであり、民間団体にそのような権限を付与することについて国民の理解が得られるか懸念もあることを踏まえ、謙抑的であるべきとの意見もあった。

法令において使用する名称の選択・決定上の留意点の有無について

（担当 加藤参事官）

一 議題

1 条約審査事務の一環として行う和文テキストの審査では、外国語テキストの文言が表現する内容と和文テキスト案の文言が表現する内容との間に齟齬そごがないかを確認する、というプロセスがある。単純に言えば「翻訳作業」であるが、それぞれのテキストは異なる言語で記述されているから、このプロセスは、ある外国語の文言の持つ意味内容に対応する日本語の文言（逆の場合もある）を選択し、決定する、というプロセスでもある。

2 この点、国内法令の起草でも、条約和文テキストの起草のように外国語テキストを参照する必要こそないものの、ある「もの」を表現するためにかなる文言を用いるべきか、という選択・決定のプロセス自体は存在する。中でも「名称」については、例えば、次のような場合があるだろう。

① 複数の名称を有する国名、地名、地理的區域等をいずれかの名称で表示する場合

② いまだ名称を有しない「もの」に名称を与える場合（新たな組織、文書、措置等）

③ 法令上特別の意義を有する用語等について名称を定める場合（略称規定、定義規定等）

3 このように、ある「もの」について法令において使用する名称を選択・決定する上では、どのような留意点があるか。

(参考)

○新訂ワークブック法制執務第二版 問三五

答一 略称規定とは、・・・法令文中で長い表現が繰り返して用いられるのを避け、法令文を簡潔にするために置かれる規定をいう。この場合、略称であるからといって、その略称が本来の表現から余りにもかけ離れたものとなることのないように留意する必要がある。(以下略)

○新訂ワークブック法制執務第二版 問三六

答一 定義規定は、用語の意義に社会通念上広狭の二義があったり、あるいはいろいろと解釈される余地があるというような場合に、その法令において使用するその用語の意義、用法を確定するために設けられるものである。・・・(以下略)

○新訂ワークブック法制執務第二版 問四九

答一 法令を新たに制定する場合には、通常、・・・題名をつける。・・・

二 新たに制定される法令の題名については、それがその法令に固有のものであることからくる呼びや

すさという要請と、その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならぬという要請とがある。・・・(以下略)

○法令整備会議関係資料集(四) 九 用語関係 (九二頁)

10 法令における市町村名等の表記(字体)について(平三)

二 議事要旨(抜粋)

「法令における市町村名等の表記(字体)については、大きく分けて、①法令上、市町村等が特定されればよいのであるから、国民の利便等も考え、常用漢字表の通用字体のあるものは、通用字体を用いるべきであるという意見と、②都道府県、市町村等の名称については、当該団体の意思を尊重して、地元で使用している表記(字体)を用いるべきであるという意見があり、後者の意見に賛同する者が大多数であった。」

二 資料

(「択捉島」、「国後島」)

○国後、択捉両島の名称について(昭三九・六・一七・外務事務次官発各省庁事務次官等宛事務連絡)

北方領土問題に関連して、国後、択捉両島を指すものとして「南千島」という用語が使用されている場合が見られるところ、このようなことは下記の理由から一切避けることが適当であり、また、地図等における表示においても、国後、択捉両島(止むを得ない場合を除き漢字表示とする)が千島列島とは明確に区別されて表示されていることが望ましいので、関係機関に対してしかるべく御指導方御配慮を煩わしたい。

記

わが国は、サンフランシスコ平和条約によって「Kurile Islands (日本語訳「千島列島」)を放棄したが、わが国固有の領土である国後、択捉両島は、同条約で放棄した「Kurile Islands」の範囲の中には含まれていないとの立場をとっている。

上記立場からして、国後、択捉両島を「南千島」と呼ぶことは、これら両島があたかもサンフランシスコ条約によりわが国の放棄した「Kurile Islands」の一部であるかのごとき印象を与え、無用の誤解を招くおそれがあり、北方領土問題に関するわが方の立場上好ましくない。

○日本国との平和条約(昭二七条五)

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

〔台湾〕

○中華人民共和国及び台湾の表示方法について（昭和四七・一〇・一一・内閣法制局）（※）

日中国交正常化に伴い、今後法令（告示を含む。以下同じ。）において中華人民共和国及び台湾を表示する際は、原則として次の方針によることとし、既存の法令において用いられている各種の表示も、この方針により、必要に応じ、改正を行う。

一 台湾を表示する場合には、「台湾」を用い、「中華民国」、「中国」は用いない。

二 中華人民共和国を表示する場合は、「中華人民共和国」を用い、「中国本土」は用いない。ただし、中華人民共和国の簡略な表示としての「中国」を用いた方がよい場合には、「中国」を用いることは許される。

三 中華人民共和国と台湾との双方を含むものとしての「中国」は用いず、「中華人民共和国」と「台湾」とを並記する。

（※）一九七二年、日中国交正常化に伴う法令整備の要否についての検討を経て取りまとめられ、各省庁文書課長等会議にて席上配布されたペーパー

〔北朝鮮〕

○昭和五十一年、左記の郵政省告示が官報に掲載された。これに対し、外務省から郵政省に申入れがなされたとともに、外務省から全省庁に対して同様の事例の有無が照会された。他事例は存在しなかった模様。

○郵政省告示第六百三十号

昭和三十七年郵政省告示第八百四十一号(郵便に関する条約により外国へ郵送することを許さない物色)の一部を次のように改正し、昭和五十一年九月十日から施行する。

昭和五十一年九月二日

郵政大臣 村上 勇

一 表中「ソウエトチム」を「ソウエトチム社会主義共和国」に改め、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」113の3、改め「南ソウエトチム共和国」141(a)を削る。

二 北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の標題中「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」を「朝鮮民主主義人民共和国」に改める。

(下略)

○郵政省告示第六百三十一号

昭和四十六年郵政省告示第九百七号(外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件)の一部を次のように改正し、昭和五十一年九月十日から施行する。

昭和五十一年九月二日

郵政大臣 村上 勇

一 表中「ソウエトチム」を「ソウエトチム社会主義共和国」141、改め、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」113の3、「北ソウエトチム(ソウエトチム民主共和国)」141(b)改め「南ソウエトチム(ソウエトチム共和国)」141(a)を削る。

二 北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の標題中「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」を「朝鮮民主主義人民共和国」に改める。

(下略)

(「自衛隊」)

○防衛省設置法(昭二九法一六四)

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 3 4 (略)

○日本国憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

○国会答弁(一二六回・平五・二・四・衆・予算)

○伊藤(忠)委員・・・なぜ自衛隊と呼んでいるのでしょうか、防衛庁。

○宮澤内閣総理大臣 これは、私の沿革的な記憶では、憲法第九条の二項でございますか、前項の目的を

達するため、陸海空軍はこれを持たないということが書いてございまして、その条項に忠実であろうと、これが基本の気持ちであって、しかも目的はもう専守防衛、自衛のためでございしますから、それならば自衛隊という言葉が適当ではないかというのが沿革であったと思います。

○答弁書（内閣衆質一八九第一六八号）

○今井雅人議員質問主意書

○答弁書（平二七・四・三提出）

一から四までについて

国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織を指すものと考えられている。自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであると考えているが、我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第九条の下で許容される「武力の行使」の要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。お尋ねの菅内閣官房長官の記者会見において、同長官は、このことを含め、従来の政府の考え方を述べたものと承知している。

(「経済連携協定」)

○関税暫定措置法(昭三五法三六)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三・・・ただし、・・・経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。)第二十四条8bに規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。))との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)・・・

2～10 (略)

○関税暫定措置法施行令(昭三五政六九)

(経済連携協定)

第十条の二 第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一～十七 (略)

十八 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(以下「アメリカ合衆国協定」という。)

十九 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の

協定（以下「英国協定」という。）

○経済産業省サイトの記述 (https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/)

「『EPA（経済連携協定）』は、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、以下の内容を約束する条約です。

- ① 「輸出入にかかる関税」を撤廃・削減する。
- ② 「サービス業を行う際の規制」を緩和・撤廃する。
- ③ 「投資環境の整備」を行う。
- ④ ビジネス環境の整備を協議する。」

○外務省サイトの記述 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)

「EPA・FTAとは

幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定です。日本は当初から、より幅広い分野を含むEPAを推進してきました。近年世界で締結されているFTAの中には、日本のEPA同様、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、様々な新しい分野を含むものも見受けられます。

FTA…特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

E P A ..貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定」

○国会答弁（二〇〇回・令元・一〇・二四・衆・本会議）

○笠井亮君 . . . 日米貿易協定について伺います。 . . .

本協定のどこが物品協定、T A Gですか。まさにF T A交渉そのものです。独占的利益を得ようとする米国の多国籍I T企業を背景にしたトランプ大統領の要求を丸のみしたものではありませんか。答弁を求めます。 . . .

○内閣総理大臣（安倍晋三君） . . . 日米貿易協定についてお尋ねがありました。 . . .

なお、今回の米国との協定では、デジタル貿易協定のほかは、投資やルールに関する内容は含まれておらず、我が国がこれまで締結してきた包括的なF T Aとは異なるものであると認識しております。

○国会答弁（二〇〇回・令元・一一・六・衆・外務）

○後藤（祐）委員 包括的なF T Aではないということですから、この日米貿易協定は経済連携協定ではないということなんでしょうか。

○茂木国務大臣 . . . さらには、F T Aについても、国際的に決まった定義があるわけではない。また、経済連携協定というものについて、決まった定義があるわけではありません。 . . . 定義が決まっていないものをこの場で、確立されていないものについて定義を決めなさい、そういう質問に対してお答え

することは控えたいと思います。

○後藤（祐）委員 経済連携協定は定義がありますよ。日本の制度上、定義がありますよ。日本の制度上の経済連携協定に当たるとか、ぜひ御答弁ください。

○松本委員長 内閣官房澁谷TTP等政府対策本部政策調整統括官。（後藤（祐）委員「茂木大臣ですよ、茂木大臣」と呼ぶ）委員長が指名いたしました。

○澁谷政府参考人 物品貿易について、ガット二十四条に整合的な協定でございますので、経済連携協定だと認識しております。

○後藤（祐）委員 茂木大臣、経済連携協定ですか、日米貿易協定は。

○茂木国務大臣 ガット二十四条に整合的である協定である、そうではありませんが、経済連携協定、それについて明確な定義がある、法律的にこう定義されているということがあったら、教えていただきましたら、きちんと勉強したいと思います。（後藤（祐）委員「部下が答弁しているじゃないですか」と呼ぶ）いや、違います、答えたのは。違います。

○後藤（祐）委員 どっちなんですか。澁谷さんは明確に経済連携協定だと答弁しました。茂木大臣は、経済連携協定かどうかは答えられないんですか。答えてください、どっちか。

○茂木国務大臣 経済連携協定とはどういうものかということでありましたので、そういうことについては確立した定義はない、ただ、今回の日米貿易協定については、ガット二十四条に整合的な貿易協定である、こういったことを申し上げております。

○後藤（祐）委員 皆さん、明確な不一致ですよ。しかも、省が違うところの不一致じゃなくて、上司

と部下の関係ですよ、過去は。

これは、日米貿易協定が経済連携協定であるかどうかについて、澁谷さんが明確に言っているのに、そうじゃないとおっしゃるんですか。

○松本委員長　まず、内閣官房澁谷TPP等政府対策本部政策調整統括官。(後藤(祐)委員「いや、澁谷さんに聞いていません。まだ質問していませんよ、委員長。ちよつと待って、私はまだ質問していませんよ」と呼ぶ)答弁、待ってください。戻ってください。どうぞ。

○後藤(祐)委員　ちよつと委員長、まだ私が質問していないときに指名はしていただかないでいただきたいと思いますが、澁谷さんの答弁は明確だったんです。経済連携協定だと明確な答弁をしたんです。何の条件もつけないで、はっきり言ったんですよ。ですから、茂木大臣に確認までに聞いているんです、日米貿易協定が経済連携協定であるか。さっきと同じ答弁をするのであれば、これ以上質問できないですよ。明確に答弁するよう、委員長からお願ひしていただけますか。

○澁谷政府参考人　関税の関税法、国内法でございますけれども、関税暫定措置法の施行令におきまして、経済連携協定という言葉が載っております、経済連携協定で合意された関税率の適用に当たっては、協定が直接適用される、こういう規定でございます。

私ども、TPP、日・EU・EPA、それから今回の日米貿易協定も含めて、この関税法に言うところの経済連携協定だという認識をしております。

ただし、大臣がお話をされたとおり、国際法上は経済連携協定ということの定義が特にあるわけではございません。大臣はその旨をお話をされた、そういうことでございます。

○茂木国務大臣 後藤先生、よく自分の御質問をかみしめていただくとありがたいと思うんですけども、経済連携協定の定義を聞かれるから、私は例えば、確立されたものはないと言った上で、これはガット二十四条に整合的な協定でありますときちんとお答えをしていると思います。

○後藤（祐）委員 結局、答えていないじゃないですか。定義なんか聞いていないし、ガット二十四条なんか聞いていません。法制度上の話だと私はさっき言ったじゃないですか。法制度上の話として、経済連携協定は定義があるはずですよ、ですからそこに該当するのかと聞いて、明確に今、皆さん聞いていたじゃないですか。関税の法律上、定義があるんですよ。それに該当するかどうか、これをお答えできないと、進められないですよ、これ以上。明確に答弁していただけないですか。（発言する者あり）いや、答えていないですよ、まだ、茂木大臣は。

ちよつと委員長。経済連携協定に法制度上、日本の法制度上該当するかどうか。関税の法律には明確にあるんですから、関税暫定措置法なんかに定義があるんですから、該当するかお答えください。茂木大臣に聞きます。

○茂木国務大臣 関税暫定措置法、そういう限定をつけた上で、その経済連携協定、これを解釈するといふことであれば、日米貿易協定は経済連携協定に該当するものであります。

○後藤（祐）委員 最初からそう答えてくださいよ。逆に言うと、私は法制度上と聞いているんですから、知らなかっただけじゃないですか。

でも、茂木大臣が日米貿易協定を経済連携協定であると答弁したことは大変重いです。経済連携協定だということはFTAだということじゃないですか。経済連携協定なのにFTAでないものとい

うのは概念上あり得るんですか、茂木大臣。

○茂木国務大臣　ですから、これが先ほどからの繰り返しになりますので、関税暫定措置法上の経済連携協定と限定をつけるか、単にFTA、これはフリー・トレード・アグリーメント、先ほどから申し上げているように、国際的な定義が固まっていない。そして、このFTAについては、我が国では、これまで、特定の国や地域との間で、物品貿易だけでなく、サービス貿易全般の自由化を目的とする協定という意味でFTAという語を用いてきたということであります。

○後藤（祐）委員　委員長にお願いしますが、まず、日米貿易協定が経済連携協定に該当するのかどうか、そして、FTAに該当するのかどうかを文書で提出していただきますよう、茂木大臣に求めるとともに、理事会で扱っていただくようお願いいたします。

○松本委員長　理事会で御提起いただいて、後刻、理事会で協議いたしたいと思えます。

（「緊急事態宣言」）

○原子力災害対策特別措置法（平一一法一五六）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

三 十二 （略）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 三 （略）

3 4 （略）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平二四法三一）

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一～三 （略）

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

〔令和三年法令整備会議 議題第二号関係議事要旨〕

法令において使用する名称の選択・決定上の留意点の有無について

(担当 加藤参事官)

○ 議事要旨

1 国名・地名・地理的区域の表記については、以下のような事例等が示された。資料中に紹介されたような特殊な配慮を要した例は、特段紹介されなかった。

(一) 国内の地名・地理的区域の表記に関しては、実務上、総務省自治行政局市町村課の「全国市町村要覧」における表記を参照することができること、この要覧では常用漢字の使用を基本としつつ、事情に応じて旧字体を使用していることが紹介された。また、一の法令において複数の国内地名を取り扱う際に都道府県名を付す場合と付さない場合が混在する事例が紹介されつつ、処理ぶりについてはそれぞれの法令の固有の経緯に従って処理することで差し支えないのではないかとの見解が示された。

(二) 外国の国名・地名の表記に関しては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七法九三)の別表に記載される国名・地名が一応の目安となること、その表記は日本語としての通用度等を勘案しつつ個別の検討を経て選択されていることが紹介された。

なお、同表は我が国が外交関係を有しない国については参照できず、また、首都と一部の地方都市しか対象としておらず、さらに、必ずしも全ての国について正式な国名を用いていないことから、法令

や公文書で外国の国名・地名を用いる際の表記については、同法の別表の表記を目安としつつも、それぞれの文書の事情を踏まえて対応する必要がある。

2 何らか新たな名称を与える際の表記については、以下のような事例等が紹介され、法令で使用する名称も現実世界の情勢変化を踏まえて不断の検討を行う必要があり得ることは示された。資料中に紹介されたような特殊な議論を惹起した事例は、最近は数少ないようであった。

(一)金融法制において、当初「仮想通貨」の名称を使用していた(国際機関等での当時一般化していた用語法を踏まえたもの)が、その後、これを「通貨」と呼称することに対する抵抗が生まれてきたこと、国際機関でも「暗号資産」との用語法が一般化したことを踏まえ、金融法制上でも「暗号資産」と改正した。

(二)自衛隊の新部隊の名称を検討する際に、「兵」という語句は避けられてきている一方、「戦」という語句は従来避けられてきたが近年では使用できるようになった。

(三)外国為替及び外国貿易法(昭二四法二二八)における「外国投資家」という用語は必ずしも「外国人」を意味しないところ、ある名称が想起させる意味と法令上の用語の意味との間に紛らわしさが生じてしまうことは、場合によっては避けがたい。

(四)資料中に記載の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平二四法三一)における「緊急事態宣言」については、同法が制定される際に想定した「緊急事態」は罹患者二五〇〇万人、死亡者六四万人といった極めて大規模な事態であり、新型コロナウイルス感染症の規模を桁違いに上回るものであったところ、当初の想定とその後の当てはめの間に距離はある。

届出等をせずに事業を行った者についての罰則の規定ぶりについて

（担当 安倍参事官）

一 議題

1 特定の事業を行うことについて許可制又は事前届出制がとられている場合において、当該許可を受けず、又は当該届出をしないで事業を行った者についての罰則の規定ぶりについては、概ね次の三つの類型に分かれる（以下、便宜的に「届出」を例に記述する。）。

- ① 「届出を行わなかったとき」又は「第〇条の規定に違反したとき」と規定するもの
- ② 「届出をせずに〇〇事業を行ったとき」と規定するもの
- ③ 「届出をせずに〇〇（当該事業に係る個別の行為）をしたとき」と規定するもの

2 このうち、①の類型の規定ぶりが最も簡潔であるが、この規定ぶりでは、どの時点で処罰対象となるかが文言上必ずしも明らかではない。しかしながら、事前届出を義務付ける規定の表現（〇〇事業を行おうとする者は、…に届け出なければならぬ）を踏まえれば、届出を行わなかったことが処罰対象となり得るのは、「行うべき届出を行わずに当該事業を行ったとき」と解される。

3 どの時点で処罰対象となるかを明らかにする観点からは、②又は③の類型の規定ぶりが①の類型よりも適切ではないかと考えられる。このうち、②の類型については、「当該事業を行ったとき」がいつの時点となるかについて、なお疑義がある。結局のところ、「事業を行う」をどう解するかによって定まるものであるが、通例、反復継続して当該事業に係る行為を行うことと解されるところ、少なくとも、二回以上当該行為を繰り返した時点で処罰対象となり得ると解される。

4 そして、③の類型の規定ぶりが、処罰対象となる行為とその既遂時期が明確な規定ぶりと考えられるが、一方で、①及び②の類型とは異なり、事前届出を義務付ける規定の表現（「○○事業を行おうとする者は、・・・に届け出なければならぬ」と罰則規定の表現（「届出をしないで、○○をしたとき」）が一致していないとの指摘があり得る。また、この場合、①及び②の類型とは異なり、「業として」行ったか否かは問われていないとも解しうる。

5 このようにそれぞれの規定ぶりに一長一短がある中で、今後、こうした事業規制（許可制・事前届出制）に対する違反行為についての罰則の規定ぶりとして、①から③までのどの類型の規定ぶりとするのが最も適切と考えるべきか。

二 資料

1 「届出を行わなかったとき」又は「第〇条の規定に違反したとき」を罰則の対象として規定する例

〔例1〕

○石油の備蓄の確保等に関する法律（昭五〇法九六）

（定義）

第二条（略）

2 ～ 4（略）

5 この法律において「石油精製業」とは、特定設備を用いて指定石油製品の製造（指定石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による指定石油製品の副生を除く。）を行う事業をいい、「石油精製業者」とは、石油精製業を行う者をいう。

6 ～ 10（略）

（石油精製業の届出）

第二十六条 石油精製業を行おうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 ～ 六（略）

2 ・ 3（略）

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第十条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 五（略）

〔例2〕

○計量法（平四法五一）

（事業の届出）

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 四（略）

2（略）

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項、第四十六条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反した者

二（略）

2 「届出をせずに〇〇事業を行ったとき」を罰則の対象として規定する例

〔例1〕

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平六法一一三）

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2・3（略）

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

〔例2〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭四五法一三七）

（有害使用済機器の保管等）

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号にお

いて「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（五）（略）

六 第十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

七（九）（略）

3 「届出をせずに○○（当該事業に係る個別の行為）をしたとき」を罰則の対象として規定する例

〔例1〕

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平二七法四二）

（新用途水銀使用製品の製造等の基本原則）

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品（以

下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならない。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価）

第十四条（略）

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3・4（略）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者

二～五（略）

〔例2〕

○特定水産動植物等の流通の適正化等に関する法律（令二法七六）

（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植

物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。

二 五（略）

〔令和三年法令整備会議 議題第三号関係議事要旨〕

届出等をせずに事業を行った者についての罰則の規定ぶりについて

(担当 安倍参事官)

○ 議事要旨

1 特定の事業を行うことについて許可制又は事前届出制が取られている場合における当該許可又は届出をせずに事業を行った者の罰則の規定ぶりについては、①「届出を行わなかったとき」は既遂時期が不正確であり、②「届出をせずに事業を行ったとき」又は③「届出をせずに(当該事業に係る個別の行為)をしたとき」とするべきであるが、可能であれば③によることが望ましいとの意見が比較的多数であった。

2 ②の規定ぶりとする場合は、個別の行為それ自体の可罰性が高くないが事業として行われた場合に罰則の対象とする趣旨に出たものであり、③の規定ぶりとする場合は、個別の行為を一回でも行った場合には罰則の対象とする趣旨に出たものであるという違いがあり、制度趣旨の違いに応じて規定ぶりを分けていくのが適切ではないかといった意見があった。

3 この他、③の類型でも「届出をせず」の主体が届出義務のある事業者を前提としていることから、個別の行為を罰則に規定したとしても、②と差は生じないのではないかと指摘があり、これに対して、②の「事業を行った」には、例えば販売行為を行うために店舗を構える場合など、やはり違いはあるの

ではないかといった意見があった。

4 また、事業を行う者が法人であり両罰規定を設ける場合には、その前提となる行為者は事業の主体ではないため、③のとおり「（当該事業に係る個別の行為）をしたとき」と規定する必要がある、「事業を行ったとき」とすることに問題があるのではないか、①の類型は今後は用いられないと考えられるといった指摘があった。